

第6章

インドにおける障害者のアクセシビリティ問題と法

浅野 宜之

はじめに

本章では、インドにおける障害者のアクセシビリティ問題について、法および政策の観点から検討する。インドにおける障害者のアクセシビリティに関する議論でも、その内容は多岐にわたってなされており、たとえば医療や教育などの社会サービスへのアクセシビリティという文脈でこの文言が用いられる場合もあるが¹⁾、本章では物理的な意味でのアクセシビリティに限定し、検討を行う。アクセシビリティについて、たとえば建物や道路などのインフラストラクチャーにかかわるアクセシビリティ、鉄道やバスなどの公共交通機関にかかわるアクセシビリティなどの物理的なアクセシビリティ、あるいは情報の伝達手段やウェブサイトの表示など、情報面でのアクセシビリティなど、さまざまな側面で検討すべき課題があるが、本章ではとくにインフラストラクチャーや交通機関にかかわるアクセシビリティに焦点を当てて検討する。これは、アクセシビリティについて法のかかわりから検討するとき、インフラストラクチャーや交通機関にかかわっての規定や紛争がより顕在化しており、検討すべき論点が多く存在

1) たとえば、Gudlavalleti et al. (2014) の内容や、第1節で紹介した Sinha (2005) に述べられている「構造的バリア」の問題などがこれに該当する。

すると考えられるためである。

法によるアクセシビリティの保障について検討するにあたり、いかなる側面からこの問題をとりあげるかを考える必要がある。本章では、法制度、政策実践および裁判例の3つの側面から、検討する。したがって、本章は大別して以下のとおりとなる。

まず、インドにおける障害者のアクセシビリティ問題に関する先行研究を概観したうえで、立法による障害者のアクセシビリティの保障について、2016年に制定された障害者の権利法（The Rights of Persons with Disabilities Act, 2016. 以下、2016年障害者法）における、アクセシビリティに関係する規定について検討する。検討にあたっては、同法制定の過程における議論の推移や、草案の段階で提出された条項の変遷なども検討の対象とする。また、ユニバーサルデザインに目を配った、建築ガイドラインなどもあわせて検討する。つづいて、障害者のアクセシビリティ向上のための政策として、現政権主導で進められているアクセシブル・インド・キャンペーンについて、その枠組みを概観したうえで、現状について紹介する。最後に、アクセシビリティにかかわる最新の判例としていわゆるラジブ・ラトリ判決をとりあげ、判決内で示された指令について検討する。最後に、上記の立法、政策、そして判例の側面から、いかにインドの法制度が障害者のアクセシビリティを向上させ、また、法制度のいかなる点がこの問題にとって課題となっているのかを改めて検討したい。

第1節 インドにおける障害者のアクセシビリティ問題

これまでさまざまな研究のなかで、インドにおける障害者のアクセシビリティにかかわる問題がとりあげられてきた。2011年のセンサスによれば、インドに障害者は約2681万人いるとされており、このうち約1500万人が男性、1180万人が女性とされている²⁾。これは、全人口のうち約2.1%を占めることとなるが、調査によって数値は異なるとはいえ、一定程度の大きな数の人々が何らかの障害に直面して生活していることが読み取れ

る。

このような状況について、Sinha (2005, 3-7) は障害の概念などにふれたうえで、障害者のアクセスの権利については「法廷における正義へのアクセスのみならず、公共の建築物、住居、医療およびヘルスケア、教育機関およびスポーツ施設へのアクセスを含むさまざまな施設へのアクセスを意味する」(筆者訳。以下、引用文献日本語訳同)とし、アクセスを阻害するバリアには、建築物や交通機関などにおける「環境的バリア」、医療や雇用などからの排除となる「構造的バリア」、障害者に対する偏見や憐憫などの「態度的バリア」があると指摘する。そのうえで、教育、雇用および医療へのアクセスについて検討し、「社会的改革」の必要性を論じている。

1995年障害者(機会平等、権利保障及び完全参加)法(以下、1995年障害者法)の検討をもとに著されたKothari (2012)はその1章を「アクセスおよび公共サービスの権利」とし、そのなかで前述の「環境的バリア」除去の義務について、公共交通機関や道路へのアクセス、公共の建築物へのアクセス、投票にかかわる平等なアクセス、情報および技術へのアクセス、ウェブサイトへのアクセスなどの観点から論じている(Kothari 2012, 127-158)。

Kannabiran and Hans (2017)は障害者の教育、労働、住居あるいはジェンダーなどの分野について、「障害者の権利」という観点からの論考を集めたものであるが、教育や医療へのアクセスについて論じられているとともに、大学における障害者向けの設備の問題のように具体的なアクセス問題についても一部ふれられている(Kannabiran and Hans 2017, 94)。ただし、「環境的バリア」のなかでもほかの論考にはみられる公共交通機関へのアクセスや、道路の問題などは詳細にはとりあげられていない。

また、Ghosh (2016)はインドにおける障害問題について労働、教育、ジェンダーなどさまざまな観点から問い直すことを主眼においた論考集である。その序論で編者のGhoshは、障害者権利条約批准を受けての新障

2) 障害種別の詳細については、GOI (2016a, 3) 参照。また、浅野 (2017) も同センサスなどを用いて記述している。

害者法制定の動きのなかで、視覚障害者や運動障害者の声が大きくなり、精神障害者などその他の障害種別が周辺に追いやられた部分がみられたこと、その結果アクセシビリティという点でいえば建築物や公共交通機関へのアクセスという側面に焦点が当てられて条項が作成され、差別や抑圧といった社会的障害が見落とされることになったとしている（Ghosh 2016, 13-14）。

以上のように、障害者のアクセシビリティについて記された論考のなかでも、「何についての」「いかなる」アクセスか、という点については多様なとらえ方がなされている。本章で焦点を当てる物理的アクセシビリティは、上述の Sinha の分類によれば「環境的バリア」にかかわるものであるが、その改善は現代社会においてはいわゆる「構造的バリア」の除去となるものといえる。したがって、法的に「環境的バリア」の除去をいかなる形で進めようとしているのか、という点について検討することは、インドで生活する障害者の生活の質向上に対する法の役割を考察することにつながるといえよう。次節では、障害者のアクセシビリティについて、立法によりいかなる形での保障がなされているのかを概観する。

第2節 立法による障害者のアクセシビリティの保障

2-1 2016年障害者法におけるアクセシビリティ関連規定の概要

インドにおいて初めて制定された障害者の権利保護にかかわる包括的な法律が、1995年障害者法である。その内容についてはこれまで浅野（2010）などで紹介されているが、障害者の各種の権利保護に向けた規定のほか、障害者チーフコミッショナー事務所の設置などについて定めたものであった（浅野 2010, 152-165）。しかし、2007年に障害者権利条約を批准したため、関連する国内法を整備する必要性が生じた。そこで社会正義およびエンパワーメント省は、2010年にスダ・カウル（Sudha Kaul）³⁾を委員長とする「障害者の権利法案起草委員会」を設置し、同委員会は法案の基本方針などを検討した後、新障害者法草案を2011年6月に提出した⁴⁾。その後

公聴会の開催などを経て、2014年2月に障害者権利法案が上院に提出され、同年9月16日に常任委員会に付託された後、さらに検討がなされた。同常任委員会は2015年5月に報告書を提出したが、そのなかで草案について詳細に検討し、さらに修正提言を行っている⁵⁾。これをもとに法案が2016年12月1日に上院に提出され、同月14日に上院で可決、その後同月16日には下院でも可決され、2016年障害者法が成立した⁶⁾。

2016年障害者法は、全17章102カ条からなる法律で、その構成からみても1995年障害者法の手直しのみならず、新たな内容も加えたものとなっている⁷⁾。予備規定(1章)および雑則(17章)を除く各章のタイトルに基づき内容を分類すると、以下のとおりの2つに大別される(各章のタイトルの後ろの数字は章番号)。

a. 障害者の権利に関連する事項

権利およびエンタイトルメント(2)、教育(3)、技能開発および雇用(4)、社会保障、保険、リハビリテーションおよびレクリエーション(5)、基準値以上の障害者に対する特別規定(6)、高度な支援を必要とする障害者のための特別規定(7)

b. 政府機関の責務または職務に関する事項

関連する政府の義務および責務(8)、障害者のための組織の登録およびその認証(9)、特定障害の認定(10)、連邦および州障害諮問評議会およ

3) インド脳性まひ研究所 (Indian Institute of Cerebral Palsy) 所長。教育者、ソーシャルワーカーとして、2010年にパドマ・シュリ賞を受賞している。

4) 経緯については、浅野(2017, 91-92)を参照のこと。

5) Lok Sabha Secretariat, Standing Committee on Social Justice and Empowerment (2014-2015) *The Rights of Persons with Disabilities Bill, 2014 Fifteenth Report* (<http://www.prsindia.org/uploads/media/Person%20with%20Disabilities/SC%20report-%20Persons%20disabilities.pdf> 2017年11月29日最終アクセス)。

6) これについて紹介した報道記事としては、“Disabilities Bill Passed; New Conditions, Revised Quota and Few Concerns,” *Indian Express* (Web version) Dec. 15, 2016 などがある (<http://indianexpress.com/article/india/disability-bill-passed-parliament-revised-quota-conditions-reforms-4427364> 2017年11月28日最終アクセス)。

7) 本章はGOI(2016b)に基づき記述している。なお、同法の翻訳については、浅野(2018)を参照のこと。

び県レベル委員会 (11), 障害者チーフコミッショナーおよび州障害者コミッショナー (12), 特別法廷 (13), 国家障害者基金 (14), 州障害者基金 (15), 犯罪および処罰 (16)

これらのうち, 本章でとりあげる「アクセシビリティ」, すなわち「環境的バリアの除去」に関連する規定は, 第2条の用語の定義規定を除けば, 以下のものが挙げられる。

第10条 (リプロダクティブ・ライツ): 生殖及び家族計画に関する情報へのアクセスの保障

第11条 (投票へのアクセス): 投票所や投票にかかわる資材へのアクセス

第12条 (司法へのアクセス): 裁判所をはじめとする機関へのアクセスの保障

第13条1項 (法的人格): 金融面での法的人格の保障

第16条 (教育機関の義務) (ii) 号: 建物などの施設をアクセス可能なものにする義務

第24条3項 (社会保障) (e) 号: 安全な飲料水や衛生施設へのアクセス

第25条1項 (ヘルスケア) (b) 号: 病院, 保健施設などにおけるバリアフリーなアクセス

第29条 (g) 号: レクリエーション活動への参加のための技術, 支援器具などの開発

同上 (h) 号: 聴覚障害者のテレビ番組へのアクセスの保障

第40条 (アクセシビリティ): 障害者のためのアクセシビリティにかかわる規則設定

第41条 (交通機関のアクセス): 交通機関にかかわるアクセシビリティの保障のための措置

第42条 (情報及びコミュニケーション技術へのアクセス): 各種媒体へのアクセシビリティ保障

第44条 (アクセシビリティ規範の遵守): 建築にかかわる許認可

第45条 (既存のインフラストラクチャー及び施設をアクセス可能にす

るための期限)

第46条(サービス提供者のアクセシビリティにかかわる期限)

第65条2項(連邦障害諮問評議会の機能)(e)号:情報, サービス, 建築物等に関するアクセシビリティ等にかかわる提言

第70条2項(州障害諮問評議会の機能)(e)号:州レベルにおける情報, サービス, 建築物等に関するアクセシビリティ等にかかわる提言

第100条2項(連邦政府の規則制定権限)(g)号:第40条に基づくアクセシビリティ基準の規則制定

これらの条文のうち, 本章でとりあげるアクセシビリティという観点からいえば, 最も重要なものが第40条であり, また, その具体的な表れとして注目すべき規定が第41条および第42条となろう。さらに, 第40条と関連する規定で検討されるべき規定として, 第44条が挙げられる。そこで, つづいてこれらの条文を中心に, 規定されている内容とともにその最終的な規定までの変化について, 概観する。

まず, 第40条の規定は次のようなものである。

第40条

連邦政府は, チーフコミッショナーと協議のうえ, 物理的環境, 交通, 情報並びに適正な技術及びシステムを含むコミュニケーション並びにその他の公衆に対して提供される設備及びサービスに関する障害者のためのアクセシビリティの基準を設定する規則を制定しなければならない。

つまり, 連邦政府は, 物理的環境や交通, 情報およびコミュニケーションサービスなどにおけるアクセシビリティの基準を設定することが求められている。物理的環境についていえば, 第44条では以下のとおり, 第40条に基づく建築許可等に関して規定している。

第44条

① 第40条に基づき連邦政府が定める規則に反する建築計画について

ては、いかなる機関も建築許可を得ることができない。

- ② 連邦政府の定める規則に反した建築物については、いかなる機関も建築完了の認可が発行されず、当該建築物の占有も認められない。

また、交通機関については第 41 条で詳細に規定している。そのうち、公共交通機関に関して規定する第 1 項の内容は次のとおりとなる。なお、第 2 項は自動車、個人的移動補助手段など、小規模な移動手段の促進に関する政府の責務について定めた規定である。

第 41 条

- ① 関連する政府は、以下に掲げる事項を提供するために適切な措置を講じなければならない。
- (a) バス停留所、鉄道の駅及び空港の駐車場、トイレ、切符売り場及び切符販売機に関連してアクセシビリティ基準に適合する障害者のための設備
 - (b) 技術的に可能であり、障害者にとって安全であり、経済的に実行可能でデザイン面で大幅な構造変化を必要としない古い型式の交通機関の改修を含む、デザイン基準に適合した、すべての種類の交通機関へのアクセス
 - (c) 障害者にとって必要な移動手段のためのアクセス可能な道路

第 42 条は、情報およびコミュニケーション技術へのアクセスにかかわる規定である。そのなかでは以下のように多岐にわたる事項が掲げられている。

第 42 条

- 関連する政府は、以下の事項を確保する手段を講じなければならない。
- (i) 音声、印刷及び電子媒体のすべての内容のアクセス可能な形式での利用

- (ii) 音声解説, 手話通訳及び字幕の提供による障害者の電子メディアへのアクセス
- (iii) 日常の用に供する電化製品および電気器具のユニバーサルデザインによる利用可能性

第42条 (iii) 号で示されたユニバーサルデザインについては, 第43条においても消費財にかかわるユニバーサルデザインに関係して条項が設けられている。このほか, 第45条では政府などによる公共の建築物は5年以内にアクセス可能なものにするなどの移行措置規定が, 第46条では, 政府および民間のサービス提供者がアクセシビリティ規則告示から2年以内にアクセス可能なサービスの提供を行うことが定められている。このように諸々の事項に関連してアクセシビリティにかかわる規定が設けられているが, その制定の過程での議論状況はいかなるものであったのか, これらの条文に着目しながら検討する。

2-2 アクセシビリティ関連規定の立法過程

前述のスタ・カウル委員会が作成した2011年法案は全部で170カ条(および附則)からなるものであるが, そのうち15カ条がアクセシビリティにとくにかかわる規定である。その後, 2014年には2011年法案を基礎にした法案(以下, 2014年法案)が議会で提出されたものの下院の任期満了とともに, 審議は打ち切られた。その後, 2014年法案に対する障害当事者団体などからの意見もふまえ, 議会の常任委員会は2015年に報告書を作成し, 改めて2016年に議会で法案を提出した。最終的に, この法案が議会を通過し, 2016年障害者法として制定されている。本項では, 2016年障害者法の第40条, 第41条, 第42条, 第45条および第46条に該当する, 2011年法案, 2014年法案における条項案をとりあげ, その変容を概観する。

① 第40条(アクセシビリティ基準の設定)

2011年法案の「権限, 義務及び責務」と題された第2編に, 本章で検討するアクセシビリティにかかわる各種規定が設けられている。このう

ち、2016年障害者法の第40条に該当するのが、第76条および第77条1項から3項である。第76条では、「アクセシビリティに関する一般規定」として、物理的環境、交通、情報、コミュニケーションまたはその他の施設やサービスで公開されているものに関して平等の権利を有すること（1項）、また、関連する政府機関などが第1項で定めるアクセスの権利について、保障しなければならないこと（2項）について定めている。そのうえで、第77条はアクセシビリティの基準に関して、国家的な障害者の権利保護機関は、物理的環境、交通、情報などに関するアクセシビリティの基準を設定すること（1項）、基準は年齢やジェンダーの面で適切でなければならないこと（2項）、基準は5年ごとに見直しをすること（3項）が定められている。

これに対して、2014年法案では第39条で、2011年法案の第76条とつながるアクセシビリティに関する一般規定を定めている。その条文では、国家障害者委員会（The National Commission for Persons with Disabilities）は都市部または農村部における、物理的環境、交通機関ならびに適切な技術および制度を含む情報ならびに通信ならびにその他の設備およびサービスにかかわるアクセシビリティに係る基準を設けなければならないとしている。

2011年法案の第76条、第77条の規定と、2014年法案の第39条とを比較すると、2011年法案がより詳細に年齢やジェンダーへの配慮、基準の見直し措置などについて規定しているのに対し、2014年法案は2011年法案の第77条1項を1つの条文にしたものといえる。また、2014年法案では国家障害者委員会と称する組織を設置することが規定されている点が異なっている。最終的に、国家障害者委員会という組織についての部分を除き、ほぼ2014年法案の文言が2016年障害者法において規定される形となっている。

② 第41条

2011年法案で該当する規定は第77条4項および第78条である。前者は、「関連する政府機関等は、駅や空港などが当該基準に適合するようになり、交通機関が適格的になるようになりし、障害者が運転免許を取

得することができるよう規則を定めたりする」と規定している。さらに第78条は「個人の移動手段」と題された条文で、「個人の移動手段について、適切な価格で入手しうるように計画又はプログラムを実施すること」と規定している。

2014年法案では、関連する政府機関が適切な手段を講じなければならない事項として、バス停、駅、空港における駐車場、トイレ、切符売り場、切符販売機などでの障害者のための設備をアクセシビリティ基準に適合的にすること（1項a号）、技術的・経済的に可能である限り、すべての交通機関を（旧型車両等の改善も含め）障害者の安全のためのデザイン基準に適合的にすること（1項b号）や道路のアクセシビリティ（1項c号）などを挙げているほか、第2項では個人が利用する移動手段の促進などについて規定している。

以上の2つの法案を比較してみるかぎり2014年法案の規定は2011年法案のものに比べて、より具体的なものとなっていることがわかる。そして、2016年障害者法第40条の場合と同様、2014年法案の規定が2016年障害者法に導入されている。

③ 第42条（情報へのアクセス）

第42条（i）号は、2011年法案第80条1項a号の音声、印刷または電子的なものなど、どのような手段で障害者がアクセスできるようにするかについて規定している部分に対応する。また、同条（ii）号については、まず第79条2項で公衆衛生、災害準備、雇用などに関する住民からの反応を募るような広報について、障害者がアクセスできるようにすることと規定しているもの、および第80条3項においてすべてのウェブサイト为国家障害者の権利保護機関が定める基準に従い、基準設定から1年以内にアクセス可能なものにすること、と定めたものが部分的に対応する。第42条（iii）号に対応する2011年法案における規定としては、第80条1項d号で電気製品などについてユニバーサルデザインの原則を順守させること、とされているものがほぼ該当する。

2014年法案では、その第41条で音声、印刷などのメディアをアクセス可能なものとする（i号）、音声、手話、字幕などを通信メディアにお

いて提供しアクセス可能なものとする（ii号）、電化製品をユニバーサルデザインに基づくものとする（iii号）が定められており、2016年障害者法第42条の規定とほぼ同じものとなっている。

このように、2016年障害者法第41条の場合と同様、2011年法案と2014年法案とでは微細なちがいがあり、2011年法案の規定を1つにまとめたものが2014年法案の規定になっている。また、やはり2016年障害者法第41条の場合と同じく、2014年法案の規定がほぼそのまま2016年障害者法に生かされていることが明らかである。

④ 第45条および第46条（移行期間）

2016年障害者法の第45条および第46条で規定しているのは、アクセシビリティの規則にあわせるための移行期間である。2011年法案の第84条では現存する政府機関が公共の用に供している建築物などを規制に沿わせるために3年の期限を設け（1項）、その他の公共の建築物に関しては5年の期限（2項）を設けている。さらに、第85条ではサービス提供者の義務について、第84条と同様に1年の期限を設けている。これに対し、2014年法案では第44条1項が2011年法案の第84条に対応するものであるが、2011年法案の規定とは異なって政府機関が公共の用に供している建築物に関する規定は設けられず、対象を「公共の建築物」に統一し、規制に適合させる移行期間を5年としている。また同条2項では関連する政府機関および地方機関は、保健所、病院、学校、駅などの公的建築物におけるアクセシビリティについて優先順位をつける行動計画を作成し、発行しなければならないとしているが、これは2011年法案第47条に該当するものである。さらに2014年法案第45条は、サービス提供者は第39条に定めるアクセシビリティの基準に適合的なサービスを2年以内に提供するようにしなければならないことなどを規定しており、これは2011年法案第85条に対応する。

2011年法案の規定と2014年法案の規定を比較すると、2点のちがいがみられる。第1に、建築物のアクセシビリティに関連して、2011年法案では「政府機関が公共の用に供している建築物」と「その他の公共の建築物」に分けていたのが、2014年法案ではその区別がなくなったことで、

政府機関が公共の用に供している建築物であっても比較的長い移行期間が適用されるように調整されたことが挙げられる。第2に、建築物に関するアクセシビリティ規則への適用移行期間にしても、サービス提供者にかかわる移行期間にしても、2011年法案よりも2014年法案のそれが長くなっていることが挙げられる。

見方によっては、より確実な建築物あるいはサービスにおけるアクセシビリティの確保をめざしたものと見えるが、逆に移行期間が伸びたことによって、なし崩し的にアクセシビリティ基準への適合がなされなくなるのではないかという懸念ももたれる。

障害者とアクセシビリティにかかわる法律上の規定とその制定過程における変遷について概観した。これによれば、詳細にかつ障害者の権利を重視する形で定められた2011年法案の規定に対し、2014年法案ではこれを簡略化した側面が強いということがいえよう。そして、2014年法案の規定は、ほとんど2016年障害者法に引き継がれていることも明らかとなった。

2016年障害者法では、建築物や公共交通機関において障害者のアクセシビリティを高めることが求められ、そのための基準の設定が要請されている。そこで、次項では建築物におけるアクセシビリティにかかわる基準について概観する。

2-3 バリアフリーおよびアクセシビリティハンドブックにみる基準
インド政府の中央公共事業局（Central Public Works Department）が発行している『バリアフリーおよびアクセシビリティハンドブック』（Handbook on Barrier Free and Accessibility. 以下、ハンドブック）は、建築物などにおけるバリアフリー環境のための基準についてまとめた冊子である（GOI 2014）。

同ハンドブックは全22章から構成されており、第1章から第17章までは建築物の個別の部分について記載があり、第18章および第19章はケーススタディが、第20章はバリアフリー基準の国際的慣行についてが記載されている。さらに、第21章では2005年全国建築物規則の抜粋が、そし

て第22章では都市開発および貧困対策省（デリー支局）による関連する通達の抜粋が掲載されている。これらのなかで主要な部分となるのが、第1章から第17章の建築物の個別のパーツにかかわる部分である。そのパーツとは、アクセスのための通路（第1章。以下、カッコ内の数字は章番号を指す）、スロープ（2）、縁石の切り下げ（3）、階段（4）、手すり（5）、廊下、ロビーなど（6）、扉（7）、トイレ（8）、浴室およびシャワー設備（9）、看板（10）、案内または受付（11）、照明（12）、エレベーター（13）、エスカレーターおよび移動通路（14）、その他の建築物にかかわるサービス（15）、計測（16）および駐車場（17）の各章に掲載された項目である。これらに記載されている内容には、後述するような建築物のアクセシビリティ監査において判断の基準となっている項目もあることから、障害者のアクセシビリティについて考察するうえで重要な資料になるものと考えら



写真6-1 中央に木があるスロープ（筆者撮影）

れる。そこで、上記の項目のうち一部をとりあげ、いかなる内容が記述されているのかを概観する。

① 階段

階段は建築物内における上下移動のための手段として、障害の有無にかかわらずすべての人にとって適切なデザインで設置されるべきであるとしたうえで、原則としてあるべき奥行きや段差の高さ、段数、両側に手すりが設けられるべきこと、滑りにくい材質が使われるべきことなどが示されている。また、点字ブロックの設置や色のコントラストを設けることなども求められている。そして、デザインに関して考慮すべき事項が列挙されたうえで、要請される項目として、段差を150 mm以内にすること、奥行きは300 mm以上とること、(階と階または踊り場までの)一続きについては高さ1800 mm以内、段数は11段までとすること、らせん階段などは避けることなどが示されている (GOI 2014, 7-8)。

② トイレ

車いす利用者を含む障害者ができるかぎり自立的にトイレの利用ができるようにする必要があることが述べられたうえで、そのデザインについて必ずなされていなければならない点が挙げられている。たとえば、1つの階に最低1つの障害者がアクセス可能なトイレを設置すること、アクセス可能なトイレは2200 mm × 1750 mmを下回らないものとし、さらに室内での可動領域を1500 mm四方とることや便器の高さや水洗設備、あるいは手洗い場について一定の基準内にすること、手すりを設置すること、そして緊急呼び出しベルを設けることなどが詳細に示されている (GOI 2014, 20-22)。

③ エレベーター

建築物の各階から少なくとも1つのエレベーターにアクセスできるようにすること、かごについては少なくとも2000 mm × 1100 mmの広さと最低900 mmの間口を確保すること、設定された基準に適合的な位置に手すりを設置することなどがとくに求められている。このほか、指示ボタンについては900 mm以上1200 mm以下の位置に設置すること、点字などによる表示を設けること、緊急呼び出しボタンの設置などが必要事項として示されて

いる（GOI 2014, 31-33）。

本ハンドブックに示された基準は、欧米の基準と比較しても必ずしも低く設定されたものではないことが示されている。しかし、これらの基準が実際に遵守されていないかぎりには、障害者にとってのアクセシビリティは向上しないということができる。こうした基準が設定されているなか、現在政府により進められている障害者のアクセシビリティ向上のための政策の1つが、アクセシブル・インディア・キャンペーンである。次項では、立法および政府により設定された基準の執行に関連するものとして、同キャンペーンの内容と現状について概観する。

第3節 アクセシブル・インディア・キャンペーン

3-1 インチョン戦略

2015年から開始された政府主導によるキャンペーンが、アクセシブル・インディア・キャンペーン（Accessible India Campaign: *Sugamya Bharat Abhiyan*）である。このキャンペーンは、2012年採択の国連ESCAPによる「アジア太平洋障害者の権利を実現するインチョン戦略」（Incheon Strategy to “Make the Right Real” for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific. 以下、インチョン戦略⁸⁾）において設けられたガイドラインに基づき、設定され、実施されるものである。インチョン戦略は10の目標、27のターゲット、62の指標から構成されているが、このうちアクセシブル・インディア・キャンペーンに関連するのが目標3として提示されている「物理的環境、公共交通機関、知識、情報およびコミュニケーションへのアクセスを高めること」である。

この目標3に関連しては4つのターゲットが設定されている。それは、

8) 原文については http://www.unescapsdd.org/files/documents/PUB_Incheon-Strategy-EN.pdf を参照した（2016年12月27日最終アクセス）。なお、内容の解説については以下のサイトを参照した（http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy_121123_j.html 2016年12月27日最終アクセス）。

「国の首都において、公に開かれた物理的環境のアクセシビリティを増大させる」(ターゲット 3.A), 「公共交通機関のアクセシビリティおよび利便性を高める」(ターゲット 3.B), 「情報およびコミュニケーションサービスのアクセシビリティおよび利便性を高める」(ターゲット 3.C), および「適切な支援機器または支援製品を必要としながらそれをもたない障害者の割合を半減させる」(ターゲット 3.D) である。このうち、アクセシブル・インド・キャンペーンに直接関連するものとしてキャンペーン資料で挙げられているのが、上記の 3.A から 3.C までの3つのターゲットである。つづいて、指標との関係を視野に入れながら同キャンペーンの内容について概観する。

3-2 アクセシブル・インド・キャンペーン

このキャンペーンでは、以下の7つの目標が定められており、それぞれに1つから3つのターゲットが設定されている。

① 目標1「政府機関の建築物をアクセシブルなものとする」

障害者がアクセスしうる政府機関の建築物とは、これに入り、その施設を利用するに当たり何らの障害(バリア)もないことを意味し、これには階段、廊下、門、緊急出口、駐車場などの設備のほか、照明、標識、警告システムやトイレなどが含まれている。そして、アクセス可能な建築物か否かについては年次的な監査が必要となるとし、もしも完全にアクセス可能な建築物となったとみなされれば、監査の必要はなくなるものの、制度の変更などは随時求められるとした。さらに、基準はできるかぎり ISO のような国際標準に沿うものでなければならず、地域状況にも合うものでなければならないとしている。これに関連するターゲットは、以下の3つであった。

1.1 デリー、ムンバイなどの主要な26都市⁹⁾における、最も重要な政府機関の建築物50棟について、アクセシビリティの監査を行い、これを2016年7月までに完全にアクセス可能な建築物とする

また、ラーンチー、ジャーンシーなどの重要な24都市における、最も重要な政府機関の建築物25棟について、アクセシビリティの監

査を行い、これを2016年7月までに完全にアクセス可能な建築物とする¹⁰⁾

1.2 首都および州都にある政府機関の建築物の50%を、2018年7月までに完全にアクセス可能なものとする

1.3 上記の1.1および1.2に示された都市以外の各州の10の重要な都市または町で政府機関の建築物の50%において監査を行い、それを完全にアクセス可能なものとする

② 目標2「空港のアクセシビリティを強化する」

障害者が自由に入り、その施設を自由に利用でき、搭乗できるのがアクセス可能な空港であるとして、以下のターゲットを設定している。

2.1 すべての国際空港においてアクセシビリティ監査を行い、そのすべてを完全にアクセス可能なものとする（2016年7月まで）

2.2 すべての国内空港においてアクセシビリティ監査を行い、そのすべてを完全にアクセス可能なものとする（2018年3月まで）

③ 目標3「アクセス可能な鉄道の駅とする」¹¹⁾

この目標に関連するターゲットは、以下のとおりである。

3.1 A1およびA、Bカテゴリー¹²⁾の駅を完全にアクセス可能な駅とする（2016年7月まで）

9) このほかの都市は、ベンガルール、チェンナイ、ハイダラーバード、コルカタ、アーメダバード、プネー、ボーパール、カーンプル、コインバトール、インドール、ジャイプル、ヴァドナー、スーラト、ナーグプル、ラクナウ、パトナ、ヴィンジャーカパトナム、ライプル、グルグラム（グルガオン）、スリナガル、ティルヴァナンタブラム、プバンエシュワル、チャンディーガル、ガウハティである。

10) その他の都市は、ポートブレア、イタナガル、ダマン、パナジ、シムラ、ナーシク、ガンディーナガル、カヴァラッティ、アーグラ、ノイダ、インパール、シロン、アイザウル、コヒマ、ブドゥチェッリー、ガントック、アガルターラ、デーラドゥン、シルヴァッサ、ルディアナ、フェリダバード、ヴァラーナシーである。

11) 2017/18年度予算では、500の駅をバリアフリーにすることが盛り込まれている（<http://www.thehindu.com/business/Budget/Highlights-of-Union-Budget-2017-18/article17127298.ece> 2017年2月6日最終アクセス）。

12) A1はチャトラパティ・シヴァージー・ターミナス（ムンバイ）や、ニューデリーなど主要な駅で年間の旅客収入が5億ルピー以上のものとして75駅がカテゴライズされており、Aランクは全国で332駅がカテゴライズされている。

3.2 国内にある駅の50%を完全にアクセス可能な駅とする（2018年3月まで）

④ 目標4「公共交通機関をアクセス可能なものとする」

これはバスなどの公共交通機関が念頭におかれていると思われるが、以下のターゲットが設定されている。

4.1 政府所有の公共交通機関のうち10%を完全にアクセス可能なものとする（2018年3月まで）

⑤ 目標5「公共の書類やウェブサイトが国際的なアクセシビリティ標準に適合するようにアクセス可能性および利用可能性を強化する」

法律、規則、報告書、書式、情報誌などの政府が発行する印刷物やウェブサイトなどについて、国際的標準に適合したものとするをいう。これに関しては、以下の2つのターゲットが示されている。

5.1 すべての政府（中央および州）のウェブサイトの50%についてアクセシビリティ監査を行い、これらを完全にアクセス可能なものとする（2017年3月まで）

5.2 連邦政府および州政府により発行されているすべての印刷物のうち少なくとも50%についてアクセシビリティ基準に適合的なものとする（2018年3月まで）

⑥ 目標6「手話通訳者の数を増加させる」

これについては、以下のようなターゲットが設定されている。

6.1 研修により200人以上の手話通訳者を増やす（2018年3月まで）

⑦ 目標7「公共のテレビニュース放送における字幕や手話通訳を日常的に実施する」

政府により制作または資金の補助などがなされているニュース放送について、手話通訳や字幕などを付することが求められている。これについては、次の2つのターゲットが設定されている。

7.1 字幕および手話通訳の国内基準について国内のメディア機関と協議のうえで開発させ、これを採用する（2016年7月まで）

7.2 政府のチャンネルにおいて放映されるテレビ番組のうち、25%が上記の基準に適合するようにする（2018年3月）

これらの目標の実現について、政府の建築物については民間団体の協力のもと、アクセシビリティ監査が行われることによりその成果が明らかとされている。次項では、監査を行った民間団体の1つであるスワーヤム (Svayam) が行った監査の状況をもとに、同キャンペーンの実情を検討したい。

3-3 アクセシビリティ監査の状況

(1) アクセシビリティ監査におけるチェック項目

前述のターゲット 1.1 にみられるように、大都市における政府機関の建築物についてアクセシビリティ監査を実施することが求められていた。その監査の内容については、チェックリストが公開されている¹³⁾。そのチェック項目は大きく4つに分かれており、第1セクションが建築物において提供されているサービスに関する情報およびコミュニケーションについて、第2セクションが建築物においていかなる形でサービスが提供されているかについて、第3セクションが建築物の物理的側面について、そして第4セクションがバリアフリーおよびアクセシビリティハンドブックに



写真 6-2 地下鉄駅のエレベーター (筆者撮影)

13) http://disabilityaffairs.gov.in/upload/uploadfiles/files/Annexure_%20II%20docx.pdf を参照のこと (2017年12月24日最終アクセス)。

は記載されていない内容についての事項を取り扱うものである。

第1セクションの情報およびコミュニケーションについては、たとえば建築物にアクセシビリティ設備について写真付きで情報提供されているか、印刷物や小冊子、あるいは書類やメニューなどが点字などの手段によっても提供されているか、スタッフのなかに手話通訳の研修を受けたものがあるか、などの項目がチェック対象として挙げられている。

第2セクションのサービスについては、スタッフの研修のなかでの障害問題、障害者対象設備の使用方法、基礎的な手話などが扱われているか否か、スタッフの雇用に際して障害者の機会均等が図られているかなどの点が対象とされている。

第3セクションに掲げられている諸項目が、チェックリストのなかでも最も数の多い部分となっている。

屋外環境としては、まず駐車場（ハンドブック17章関連）については障害者向けの駐車スペースの有無、その大きさ（3.6m×6m）、当該スペースからアクセス可能な入口までの距離などがチェック項目とされており、乗降場所（同17章関連）については、その有無、入口までの段差の有無などが項目として挙げられている。また、アクセス可能な通路（同1章関連）については、これが入口や駐車場などに通じているか、その幅は最低1.2mあるか、その表面は滑らない材質になっているか、通路上の障害物の有無などがチェック項目になっている。

屋内環境では、まずアクセス可能な入口（同4章関連）に関する項目として、メインの入口がすべての者にアクセス可能であること、その入口のサイズ、ドアが障害者が使用可能であることなどが挙げられている。そのほか、受付およびロビー（同6章および11章関連）については、その広さやカウンターの高さ、カウンターの色が壁とコントラストをなしているか、などの点がチェック項目とされている。階段（同4章関連）に関しては、その一段の高さおよび幅、色のコントラスト、表面の材質、踊り場の形状などが項目として挙げられている。また、スロープ（同2章関連）については、階段の代わりとしてのスロープの有無、その斜度や幅、手すりの設置などがチェック項目とされている。

屋内の設備に関しては、手すり（同5章および13章関連）、エスカレーター（同14章関連）、廊下（同6章関連）、ドアおよび出入口（同11章関連）、アクセス可能なトイレ（同8章関連）、カフェテリア、飲料水設備（同15章）、管理設備（同15章関連）¹⁴⁾、看板（標識）（同10章関連）などが挙げられている。このうち、エレベーターに関してはかごのサイズや鏡の有無、ボタンの高さや表示のあり方などが、エスカレーターについては、バリアフリーな通路として扱われるべきではないこと、視覚障害者に対して適切な警告表示があること、スピードや段差のあり方などがチェック項目になっている。また、ドアについてはチェックされる項目として、サイズのほかにレバーの形状、開けた際のスペース、自動ドアの場合開いている時間などが挙げられている。トイレについては、その部屋の広さのほか、便器のサイズ、水洗レバーの形状、手すりの有無など詳細にわたってチェック項目が挙げられている。

ハンドブックに記載されていない事項としては緊急脱出口があり、その有無やサイズ、看板などの有無、緊急脱出体制やルートの掲出などが項目に挙げられている。

以上のように、チェックリストにおいては詳細にわたってチェック項目が列挙されている。つづいて、監査の進め方について概要を紹介する。

(2) アクセシビリティ監査の現状

建築物等のアクセシビリティ監査を行う機関は、18機関あり、そのうち建築学関係の組織または大学の学部（教員含む）が4機関で、残りは障害者関連の民間団体などが占めている。

スワーヤムも上記の民間団体の1つで、15年にわたり障害者のアクセシビリティ、とくに歴史的遺産や公共建築物のアクセスについて監査する活動を続けてきた団体である¹⁵⁾。過去の業績ではデリー郊外の歴史遺産であるクトゥブ・ミーナールやレッド・フォートなどのアクセス可能性につ

14) 電気のスイッチ、電気プラグのコンセント、自動販売機などを指している。

15) 以下の記述は、スワーヤムのS. C. ヴァシシュット氏、S. クマリ氏からの聞き取りによる。両氏には記して謝意を表したい。

いて監査し、提言を行っていることが示されているが、アクセシブル・インディア・キャンペーンのもとでは8つの都市¹⁶⁾における340の建築物について監査を行っている。

監査を実施するに際して、スワーヤムでは監査人（access auditor）の研修を行い、アクセシビリティ監査に備えた。監査を実施するには監査人のほか、建築士、技師、障害当事者などから構成される5人から6人のチームを組んだということである。なお、監査を実施したほかの団体でも監査人、車いす利用者、視覚または聴覚等障害者、建築士および技師からなるチームを組んでいる¹⁷⁾。

監査の対象とされる建築物は大きく、政府関連の建築物（政府機関、大学、博物館など）、病院、公共交通機関関連の建築物、および公園に類別できる。都市によっていかなる種類の建築物が多く監査の対象になっているかは異なり、たとえばデリーの場合は政府系の建築物が9件なのに対して病院が17件となっているのに対し、グルガオンの場合は全体で42件の監査対象のうち31件が政府系の建築物、2件が病院、7件が交通機関関係の建築物、そして2件が公園となっている。資料が公開されているそれぞれの都市に関してみるかぎりでは、都市により監査対象の建築物種別でその多さにちがいがあることがみてとれる。スワーヤムが監査を実施した都市の1つが首都のデリーであるが、監査の対象となった政府系の建築物としては大統領官邸、最高裁判所、国立近代美術館などが挙げられる。次項では、最高裁判所の監査結果報告の内容について、概観する。

(3) 最高裁判所の監査結果について

16の項目について監査がなされた結果、以下のとおりの結果が出された。評価は5段階で示され、最高裁判所においてはランク2（アクセス不

16) ムンバイ、デリー、グルグラム、ファリダバード、ヴァラーナシー、ジャイプル、デーラドゥン、チャンディーガル。

17) パンディット・ディーンダヤル・ウパドゥヤヤ身体障害研究所（Pandit Deendayal Upadhyaya Institute for the Physically Handicapped）の例。

[http://disabilityaffairs.gov.in/upload/uploadfiles/files/iph\(1\).pdf](http://disabilityaffairs.gov.in/upload/uploadfiles/files/iph(1).pdf) 参照（2017年12月25日最終アクセス）。

可能または不十分), ランク 5 (アクセシビリティについて問題ない) と評価された項目はなかった。

ランク 1 (危険, アクセス不可能または不十分)

アクセス可能な通路, トイレ, カフェテリア, 看板, 緊急脱出口

ランク 3 (不十分だが受忍限度内)

駐車場, 受付およびロビー, 階段, 手すり, エレベーター, 飲料水設備

ランク 4 (アクセス可能であり, 受忍限度内)

乗降場, 入口, スロープ, 廊下, ドアおよび戸口

いかなる点が問題とされてそれぞれランク付けがなされたのか, トイレ, 階段, エレベーターについてそれぞれ監査報告の概要を紹介する。

・トイレ

車いす使用者用のトイレはあるものの, 一般用のトイレについては点字での表示がないこと, 壁と床がほとんど同じ色で視覚障害者には判別が難しいこと, 小便器の高さの問題もあり, 視覚障害者には利用困難なこと, 個室(大便器)まで誘導するタイルが設置されていないことなどが不十分な点として挙げられ, それらの改善が提言されている。

・階段

手すりが片方にしかないなど, 十分ではない箇所がみられるほか, 各段の角の色分けがなされていない結果, 視覚に障害がある者にとってはみづらい階段があることなどが指摘された。そのため, 手すりを可能なかぎり踊り場まで延長することや, 各段の角から 5cm 程度色分けをすることなどが提言されている。

・エレベーター

エレベーターの内外に設置されたボタンには点字が付されていることのように, よい点もみられるが, かごの入口が 80cm と基準よりも少し小さいこと, 一部のエレベーターにのみ手すりが設置されていること, 鏡が設けられていないこと, そしてエレベーターのかごと建物のあいだに段差があることなどが問題視されている。したがって, 扉側以外の三面に手すりを設けること, 段差をなくすことなど幅広い点にわたって課題が指摘されている。

上記のほか、看板（標識）に関してはさまざまな項目のなかでふれられており、たとえば駐車場に関する記述では、その問題点として裁判所入口にアクセス可能な駐車場がある旨の看板がないことが挙げられており、また、裁判所入口に掲げられている表示の位置が低く、みづらいことなども課題とされている。全体的に、点字ブロックや手すりの不備、看板や標識による誘導の不十分さなどが問題とされている。

このように、政府関連の建築物においてアクセシビリティの監査を行った結果、一定程度のアクセス可能性は確保されているものの、現時点では必ずしも十分ではない点がみられることが明らかとなっている。上述のようなアクセシビリティの問題に関連して訴訟を提起した事例はさまざまにみられる。次項では、そのような訴訟の一例として、政府関連の建築物におけるアクセシビリティの問題をとりあげた事例について概観し、当該訴訟の判決のなかで最高裁判所の発した指令について検討する。

3-4 ラジブ・ラトリ判決

最高裁は2017年12月15日、人権団体に勤務するラジブ・ラトリ氏が提起した公益訴訟¹⁸⁾の判決のなかで、連邦および州政府の建築物について障害者に対するアクセシビリティを確保するよう指令を発した¹⁹⁾。本項では、判決内で示された指令の内容について概観する。

(1) ラジブ・ラトリ判決の概要

原告ラジブ・ラトリ (Rajive Raturi) 氏は、視覚障害があり、デリー市内の人権団体に勤めている。元来この訴訟は、視覚障害者の道路および交

18) Rajive Raturi vs. Union of India and Others, WP (Civil) No. 243 of 2005 with WP (Civil) No. 228 of 2006.

19) 以下のウェブサイト参照。

<http://globalaccessibilitynews.com/2017/12/18/make-government-buildings-easier-to-access-for-persons-with-disabilities-sc> (2017年12月22日最終アクセス)。

また、全国紙における報道として <http://indianexpress.com/article/india/sc-push-to-public-access-for-disabled-persons-4987425> (2017年12月22日最終アクセス)、あるいは <https://timesofindia.indiatimes.com/india/make-public-spaces-disabled-friendly-sc-instructs-govts/articleshowprint/62091134.cms> (2017年12月22日最終アクセス)を参照。

通にかかわるアクセシビリティを求める訴えから始まったものである（パラグラフ番号1。以下、カッコ内の数字同じ）。原告によれば、道路については音声付きの信号機設置やコントラストの明確な横断歩道など12項目にわたる改善すべき事項があり、交通機関についても、地下鉄などにおける音声による案内や、バス停留所における点字看板の設置など、8項目の事項が改善されるべきものとして挙げられている。そして、原告はこれらの改善されるべき項目に対する政府の動きが遅いことを主張している。

裁判所は、視覚障害者の権利に関する国際法による保護について述べたのち、憲法による権利保護の例として、たとえばムーリン事件判決²⁰⁾を引いて憲法第21条に基づき尊厳をもって生活する権利が保障されていることを示し、また、ラーム・シャルマ判決²¹⁾を参照して、憲法第21条に基づく生命の権利にはアクセシビリティへの権利を含むことを挙げた。さらに、ジージャ・ゴシュ判決²²⁾における人間の尊厳と障害者の権利保護との関連について引き、権利保障は障害者を社会の一員として構成するために不可欠なものとしている。そして、2016年障害者法におけるアクセシビリティに関連する規定を検討した後、バスなどの公共交通機関を障害者にとってアクセス可能にすることや、交通機関やその待合所におけるトイレを障害者にとってアクセス可能にすることなど11項目の供与されるべき事項と、階段設置における注意事項や駐車場の障害者向け駐車スペースの問題など、前述の供与されるべき事項を具体的に実現するための手段が示されている。また、1995年障害者法と2016年障害者法とのちがいをいとして、前者ではアクセシビリティ向上にかかわる設備は「経済的条件」によるという文言が入っていたところが、後者ではそのような条件づけがなされていない点は前進であると述べている。

つづいて政府が2017年4月12日に提出した報告に対して、原告が提出した陳述書の内容を検討している。原告は、アクセシブル・インディア・

20) *Francis Coralie Mullin vs. Administrator, UOI and Others*, (1981) 1 SCC 608.

21) *State of Himachal Pradesh and Another vs. Umed Ram Sharma and Others*, (1986) 2 SCC 68.

22) *Jeeja Ghosh and Another vs. Union of India and Others*, (2016) 7 SCC 761.

キャンペーンで示された10項目の目標について、政府側の提出した達成事項に対してコメントを提示している。

たとえば、アクセシブル・インディア・キャンペーンで示された「2017年12月までに50都市での政府関連の建築物を完全にアクセス可能にする」という目標に対し、政府は「1653の建築物についてアクセシビリティ監査が終了しており、2017年3月時点で647の建築物の改修のための補助金に関する見積りが受理され、354の建築物に対して7160万ルピーの支出がなされた」という回答をしたが、原告は「監査は1165の建築物に対してしかなされておらず、改修の補助金の見積りは366の建築物に対して、そして67の建築物に140万ルピーが支出されたにすぎない」とコメントしている。

同様に、「2018年12月までに首都およびすべての州都にある政府関連の建築物の50%を完全にアクセス可能にする」という目標に対して、政府からは「2016年にバリアフリー環境に関するガイドラインやモデル建築基準を策定したこと、2017年には改訂版の建築基準が刊行されること」などが示されたが、原告は「建築物におけるアクセシビリティを確保する以前にこれらの基準や規則が作成されていなければならない」と指摘している。

このように、アクセシブル・インディア・キャンペーンにおいて設けられた目標について政府が報告した達成状況に対して、原告側はいずれも不十分な点があることを指摘し、裁判所からの指令に盛り込まれるべき事項を列挙した。

たとえば前述の50都市での建築物のアクセシビリティに関して、州政府は残る約1000の建築物について1カ月以内に費用見積りを算出すること、連邦政府は1653の建築物すべてに関して改修のために必要な費用を州政府に対して支出すること、州政府は2017年12月までに1653の建築物について改修を行うことなどが挙げられている。また、首都および州都の政府関連建築物の50%以上に関連する目標については、すべての州政府は連邦政府に対して当該50%に含まれる建築物のリストを1カ月以内に提出すること、2018年12月までに見積りから改修までの作業を終了さ

せることなどが挙げられている。

原告側のコメントに対し、政府は改修費用の支出は財政状況に基づくものであり、6カ月の猶予期間をもって州政府に見積りを提出させるのが妥当であること、2017年12月までに改修を終了させることは非現実的であること、改修作業終了後にアクセシビリティ監査を実施することが適切であることなどを抗弁した(24)。これに対し原告は、取り組まれる目標のなかには本来の期日をすでに過ぎているものがあること、支出が財政状況に左右されるものであるとの抗弁は擁護されるものではないことなどの問題点を指摘している(27)。

これらの主張に基づき、裁判所は、原告が提示した10項目の改善すべき目標は2016年障害者法のもとで法的に求められるものとなっていること、そしてその点については政府も認めていることを示したうえで、連邦政府はさまざまな対応策をとってきたのに対し多くの州政府は十分な対策をとっていないことを指摘し、連邦政府および州政府は2016年障害者法を順守しなければならないことを示して、11項目におよぶ指令を発している。次項ではこの指令の内容を概観する。

(2) 最高裁による指令

本判決における最高裁判所による、11項目にわたる指令は以下のとおりである。カギカッコ内が指令の内容であり、さらに記載されている内容は指令に続いて補足されている部分の概略を示したものである。

①「50都市における20から50の重要な政府関連の建築物を2017年12月までに完全にアクセス可能なものとする事」

この期限はアクセシブル・インディア・キャンペーンにおいて設定されているが、2016年障害者法第46条に基づくならば2019年6月までにアクセス可能にすべきとされているものである。

②「首都および州都にある政府関連の建築物のうち50%を2018年12月までに完全にアクセス可能なものとする事」

対象建築物の特定は2017年2月28日までになされるはずであったが、同年8月の報告によればわずか7州が建築物の特定を行ったにすぎないとされている。

- ③「①および②の対象とはなっていない、各州または連邦直轄領における最も主要な都市または町にある政府関連の建築物の50%について、2019年12月までにアクセシビリティ監査を終え、完全にアクセス可能にすること」

現状については②の解説にあるとおりであり、各州は2018年2月28日までに最も重要な都市10カ所を特定のうえ、2019年12月までに改修をしなければならないとしている。

- ④「連邦政府関連の建築物について」、2018年8月までに工程表に示されたものを完成させること。

- ⑤「空港のアクセシビリティについては、すべての国際空港のアクセシビリティ監査を行い、完全にアクセス可能にすること」

連邦政府はアクセシビリティ監査を行い、これをウェブサイトにて2018年6月までに公示しなければならない。

- ⑥「鉄道におけるアクセシビリティについて、鉄道省は2016年7月までにすべてのA1、AおよびBカテゴリーの駅をアクセス可能にすることが求められていた。2018年3月までにすべての駅の50%を完全にアクセス可能にすること」

原告の2017年6月30日の陳述書によれば、鉄道駅に関しては12点の指令で求められるべき項目が列挙されていた。それらの内容を実施することについては争いはないが、原告は期限を定めた実施を求めているものである。2016年障害者法に定められた内容については、政府も法的に定められた日程で作業を進めるとしても、それ以外の事項については日程は定めず、まず日程作成のための調査から進められるべきであり、その報告を3カ月以内に裁判所に提出すべきであると示されている。

- ⑦「政府所有の公共交通機関のうち10%について、2018年3月までに完全にアクセス可能にすること」

連邦、州および連邦直轄領は、そのバスを障害者の利用に適合的にすべきであり、その実施の計画を3カ月以内に提出しなければならないとされた。

- ⑧「アクセシビリティにかかわる知識および情報技術システムのもとの

致命的な問題について総合的に見直し、2017年3月までに少なくとも連邦および州政府のウェブサイトの50%をアクセシビリティ基準に適合的なものにすべきものであって、2018年3月までには少なくとも50%の公的文書をアクセシビリティ基準に適合的なものにしなければならない」

実施については争いはなく、タイムスケジュールの問題だけである。アクセシブル・インディア・キャンペーンにおいて目標の日程は言及されていたが、政府に検討を行わせたうえで、3カ月以内に報告がなされるべきとしたものである。

- ⑨「インド基準局（Bureau of Indian Standards）は、改訂全国建築基準に、障害に関連する事項を盛り込むこと」

2016年障害者法の規定、技術の革新および障害者のニーズの観点からガイドラインの定期的改訂が求められる。

- ⑩「2018年3月までに手話通訳者についてさらに200人分を研修の対象とする」

- ⑪「2016年障害者法第60条および第66条によれば、すべての州および連邦直轄領に連邦障害諮問評議会および州障害諮問評議会の設置が求められていることから、当該条項の効果的執行のために、これらの評議会を3カ月以内に設置することを指令する」

これらの指令については、受理から3カ月後に経過報告書の提出が求められており、また、政府側はその後のフォローアップについても示さなければならないことが付記されている。今後は、本指令に基づいて政府がいかなるフォローアップを実施し、さらにそれに対して裁判所がいかなる対応をみせるのかが注目される。また、本指令の内容からは、アクセシブル・インディア・キャンペーンの推進が裁判所からも求められていることが明らかとなり、インドにおける障害者のアクセシビリティの改善について、政策の実施と司法による監視とが繋がっていることがわかる。

おわりに

本章では、インドにおける障害者の物理的アクセシビリティの問題について、主に立法、政策および司法判断の側面から検討した。

まず、2016年に制定された障害者の権利法については、立法過程をみるかぎり、2011年に作成された法案がアクセシビリティに関して詳細な内容を規定していたのに対し、現行法の基礎となった2014年法案では2011年法案の内容を簡略化したものになったことが示された。しかし、アクセシビリティに関する条項が1995年障害者法に比べてより多く設けられたことは事実であり、今後は当該条文に沿って障害者のアクセシビリティ向上のための動きが加速する可能性は否定できない。

アクセシビリティにかかわる政策として本章でとりあげたアクセシブル・インディア・キャンペーンについては、多岐にわたる内容が注目される。しかし、アクセシビリティ監査などの作業はすでに進められているが、元来予定していた都市および建築物での監査がすべて終了したとはいえない。監査が終了したうえで、その提言に基づき建築物の改修作業なども進められるものと考えられることから、障害者のアクセシビリティ向上のためにも、キャンペーンに盛り込まれた諸施策のさらなる実施が必要と考えられる。

政府の動きに対して、裁判所も注意を払っていることは、ラジブ・ラトリ判決における指令からも読み取ることができる。前述のとおり、最高裁判所は原告の訴えを受け、アクセシビリティの向上にかかわる指令を発出している。当該事件は公益訴訟であったため、今後は指令の実施状況について裁判所が継続的にモニターしていくものと考えられる。

現在のインドでは、障害者のアクセシビリティにかかわってさまざまな側面で動きがみられることは、上述のとおりである。なかでも、アクセシブル・インディア・キャンペーンの今後の動きおよび最高裁の指令に対する政府の対処は、継続して注視すべき事項ということができよう。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 浅野宜之 2010. 「インドにおける障害者の法的権利の確立」 小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題』日本貿易振興機構アジア経済研究所: 149-182.
- 2017. 「インドにおける障害者とアクセシビリティの改善」 小林昌之編『アジアにおける障害者のアクセシビリティ法制』調査研究報告書, 日本貿易振興機構アジア経済研究所: 91-104.
- 2018. 「(資料) インド2016年障害者の権利法」『関西大学法学論集』67(5): 1141-1187.

〈英語文献〉

- Addlakha, Renu ed. 2013. *Disability Studies in India: Global Discourses, Local Realities*, New Delhi: Routledge.
- Kannabiran, Kalpana and Asha Hans eds. 2017. *India Social Development Report 2016: Disability Rights Perspectives*, New Delhi: Council for Social Development and Oxford University Press.
- Kothari, Jayna 2012. *The Future of Disability Law in India*, New Delhi: Oxford University Press.
- Ghosh, Nandini ed. 2016. *Interrogating Disability in India: Theory and Practice*, Springer (eBook).
- GOI (Government of India) 2014. *Handbook on Barrier Free and Accessibility*, New Delhi: Central Public Works Department, GOI .
- 2016a. *Annual Report 2015-2016*, New Delhi: Department of Empowerment of Persons with Disabilities, Ministry of Social Justice and Empowerment, GOI.
- 2016b. *The Rights of Persons with Disabilities Act, 2016, The Gazette of India Extra Ordinary Part II Section I*, 28 December.
- Gudlavalleti, Murthy Venkata S., Neena John, Komal Allagh, Jayanthi Sagar, Sureshkumar Kamalakannan, Srikrishna S. Ramachandra, and South India Disability Evidence Study Group 2014. "Access to Health Care and Employment Status of People with Disabilities in South India, the SIDE (South India Disability Evidence) Study," *BMC Public Health*, 14; 1125 (<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4228146> 2017年11月25日最終アクセス).
- Sinha, S.B. 2005. "Disability Law vis-A-vis Human Rights," (2005) 3 *SCC(J)* 1.